

戸塚区連合町内会自治会連絡会10月定例会 議 題 説 明 書

都市整備局 I R 推進課

議題名：横浜IR(統合型リゾート)について

【内容】

IR(統合型リゾート)に関する最新情報を報告します。

- 1 IRに関する基本方針修正案及び認定申請期間変更等の公表について
- 2 IRの実現に向けてRFCの概要公表及び追加募集について
- 3 懸念事項対策シンポジウム

【例年あげている議題か？】

令和2年9月に情報提供しました。

【何をすればいいのか？】【いつから(いつまでに)すればいいのか？】

地区連長の皆様へ情報提供するものです。

【その他、注意することなど】

問合せ先

担当部署 都市整備局IR推進課

担当者名 村上、佐々木

TEL. 671-4135 FAX. 550-3869

横浜 I R（統合型リゾート）について

日頃より自治会町内会の皆様方には横浜市政にご協力賜り、厚く感謝申し上げます。

今月は、以下の 3 点についてお知らせいたします。

1 I Rに関する基本方針修正案及び認定申請期間変更等の公表について

先日、観光庁から、I R整備法における基本方針の修正案及び区域整備計画の認定申請期間の変更等が公表されました。

横浜市としては、しっかりと検討を行い、市民の皆様にもご理解いただき、横浜における I Rを実現できるよう、取組を進めていきます。

2 I Rの実現に向けて R F Cの概要公表及び追加募集について

I R整備法に基づき策定する実施方針の参考とするため、横浜市と I R区域の整備を実施する意思を有する民間事業者に対してコンセプト提案募集（R F C）を実施しましたので、概要の公表を予定しています。

なお、新型コロナウイルス感染症等への対策や I R事業者のコンプライアンスの確保等について、民間事業者から提案を受けるため、R F Cの追加実施を予定しています。

3 懸念事項対策シンポジウム

ギャンブル等依存症や治安などの懸念事項に関して、市民の皆様のご理解を深めるためのシンポジウム（有識者による講演やパネルディスカッション等）を開催します。

開催方法は、ウェブでの配信を予定しています。

担当 都市整備局 I R 推進課

TEL 6 7 1 - 4 1 3 5

FAX 5 5 0 - 3 8 6 9

「特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令（仮称）
の案」について（概要）

令和 2 年 10 月 9 日
観 光 庁

I. 背景

特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号。以下「法」という。）は、平成 30 年 7 月 27 日に公布されたところ、法を施行するに当たり、法第 9 条第 10 項において、同条第 1 項の規定による区域整備計画の認定の申請は、基本方針の公表後の政令で定める期間内に行うこととされており、当該期間を定める必要がある。

本政令案の概要については、令和元年 11 月 19 日から同年 12 月 18 日まで意見募集を実施したところであるが、その後の状況の変化を踏まえ、以下のとおり内容を変更することとしたため、再度意見募集を実施するものである。

II. 概要

法第 9 条第 10 項の政令で定める区域整備計画の認定の申請の期間は、令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 4 月 28 日までとする。

III. 今後のスケジュール（予定）

公布：未定

施行：公布の日

基本方針（案）の概要

第1 IR整備の意義・目標

◆ 意義

- 国際的なMICEビジネスを展開するとともに、長期滞在に対応した訪日外国人旅行を促進し、来訪客に国内各地を訪れて頂くことにより、「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光」を実現。
- IR整備に当たっては、①IR区域・施設に係る安全や健康・衛生の確保、②カジノ事業収益の公益還元、③都道府県等によるギャンブル等依存症対策の充実、④IR事業者等との接触ルールの策定、IR事業者のコンプライアンスの確保が極めて重要な前提条件。

◆ 目標

- 我が国におけるMICE開催件数の増加。
- 2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成への貢献。
- 訪日外国人旅行者の国内各地の観光地への訪問の増加。

第2 IR整備の推進

- IR整備の推進に当たっては、IR事業の公益性や、地域における十分な合意形成を確保。

第3 IR事業・IR事業者

- IRの各施設が、IR整備法や政令で定める基準に適合していること。

第4 区域整備計画の認定

- 収賄等の不正行為を防止し、公正性・透明性の確保を徹底して、IR整備を推進する。
- IR推進本部、国土交通省、カジノ管理委員会は、それぞれの役割等を踏まえ、IR事業者等との接触ルールを策定する。都道府県等においても同様に接触ルールを定め、公募・選定に係る公正性・透明性を確保。
- 都道府県等は、実施方針を作成し、公正性・透明性を確保して、民間事業者を公募・選定。
- 都道府県等は、政令で定める期間内に国土交通大臣に対して区域整備計画の認定を申請。
- 国土交通大臣は、認定の審査を公平・公正に行うため、有識者による審査委員会を設置。
- 認定審査の基準……【右欄参照】

第5 その他

- インバウンド促進やギャンブル等依存症対策など、関係施策と連携して施策を推進。

第6 カジノ施設の有害影響排除

- 関係者が密接に連携して、犯罪発生の予防、青少年の健全育成、依存防止のための施策及び措置を確実に実施するとともに、IR事業者及び都道府県等において、依存防止のために万全の対策を講じ、ギャンブル等依存症対策基本法に基づく取組を一層強力に推進。

○ 認定審査の基準

◆ 要求基準（認定を受ける前提として、必ず適合しなければならない基準）

政令で定められた施設の規模要件を満たしていること等、基本的な要件。

・接触ルールの策定
・コンプライアンスの確保
・ギャンブル等依存症対策推進計画の策定 を追加

◆ 評価基準（3という上限の範囲内で、優れた計画を認定するための基準）

1 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現	(1) IR区域全体	<ul style="list-style-type: none"> ・コンセプトが明確で優れていること ・建築物のデザインが地域の新たな象徴となりうるものであること ・これまでにないスケールを持つこと ・ユニバーサルデザイン等の観点から世界の最先端であること
	(2) MICE施設	<ul style="list-style-type: none"> ・MICEビジネスの国際競争力の向上に十分なスケールを持つこと ・重要な国際会議等に対応できる、優れたクオリティを持つこと
	(3) 魅力増進施設	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の魅力をこれまでにないクオリティで発信すること
	(4) 送客施設	<ul style="list-style-type: none"> ・各地の観光魅力を伝えるショーケース機能を持つこと ・旅行サービスの手配を一元的に行うコンシェルジュ機能を持つこと
	(5) 宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> ・客室の広さ・構成・設備が国際競争力を有し、サービスの質が高いこと
	(6) その他施設	<ul style="list-style-type: none"> ・国際競争力と高いクオリティを持ち、幅広い人々が楽しめること
	(7) カジノ施設	<ul style="list-style-type: none"> ・IR全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスがとれていること
	(8) IR区域が整備される地域、関連する施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の主要都市との交通の利便性に優れていること ・交通アクセス改善やインフラ整備等の施策が効果的であること
2 経済的社会的効果	(1) 観光への効果	<ul style="list-style-type: none"> ・MICE件数や観光客の増加が大きく見込まれること
	(2) 地域経済への効果	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者の旅行消費額の増加や地域の雇用創出が見込まれること
	(3) 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成への貢献が見込まれること
3 IR事業運営の能力・体制	IR事業者の能力、財務面の安定性、防災・減災の取組、IR区域・施設に係る安全の確保、感染症対策、地域との良好な関係構築があること	
4 カジノ事業収益の活用	カジノ事業収益を十分活用して、IR事業内容の向上や都道府県等の施策への協力を行うこと	
5 カジノ施設の有害影響排除等	カジノ施設の有害影響排除やギャンブル等依存症対策が確実かつ効果的に講じられるものであること	

IR（統合型リゾート）の実現に向けた コンセプト募集の提案概要公表及び追加募集について

横浜市は、人口減少社会の到来や超高齢社会の進展などによる社会経済状況の変化においても、将来にわたり成長・発展を続けていくための一つの手法として特定複合観光施設区域整備法（以下「IR整備法」）に基づき、「山下ふ頭」において特定複合観光施設区域（以下「IR区域」）の実現に向けて検討・準備を進めています。

これに伴い、IR整備法に基づき策定する実施方針の参考とするため、横浜市とIR区域の整備を実施する意思を有する民間事業者に対してコンセプト提案募集（Request for Concept。以下「RFC」）を実施しましたので、提案概要を公表します。

また、新型コロナウイルス感染症等への対策やIR事業者のコンプライアンスの確保等について、民間事業者から提案を受けるため、RFCを追加で実施します。

1 事業概要

(1) 事業の名称

（仮称）横浜・山下ふ頭における特定複合観光施設設置運営事業

(2) IR予定区域の概要

- ・所在地：横浜市中区山下町 277-1 ほか
- ・面積：約 47ha

2 RFCの概要

(1) 案を求めた主な事項

- ・事業全体の方針・計画：事業コンセプト、土地利用、配置、動線、都市デザイン等
- ・施設計画：施設コンセプト、種類、機能、規模等
- ・運営計画等：施設運営計画、事業期間、スケジュール、事業計画等
- ・懸念事項対策：依存症対策、治安対策、交通対策等

(2) 提案募集項目

	提案を求めた内容	主な参加資格要件
①	日本型IRの実現に関すること	次の全ての施設を含む統合型リゾート（複合施設の延べ床面積が約30万㎡以上）の開発及び運営実績を有するもの 【MICE施設、ホテル、エンターテインメント施設、商業施設、カジノ施設】
②	開発事業に関すること	次の全ての施設を含む複合型施設の開発実績を有するもの 【ホテル、エンターテインメント施設、商業施設】
③	関連産業に関すること	次の分野においてIRに活用できる最新のテクノロジー等を有するもの 【スマートエネルギー、次世代交通システム、ギャンブル依存症対策、治安悪化対策、マネー・ローンダリング対策、IRのファイナンスに関すること等】

(3) コンセプト募集の提案概要

横浜市ホームページに掲載している資料を参照してください。

URL :

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/RFC.files/gaiyou.pdf>

3 RFCの追加実施

新型コロナウイルス感染症等への対策やIR事業者のコンプライアンスの確保等について民間事業者から提案を受けるため、これまで①日本型IRの実現に関する事②開発事業に関する事について、コンセプト提案をしていただいた民間事業者に対し、RFCを追加で実施します。

実施期間 令和2年10月13日～11月末頃を予定

詳細は横浜市ホームページに掲載している募集要項を参照してください。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/RFC.html>

お問合せ先
都市整備局 IR推進課長 幸 孝憲 Tel 045-671-4328